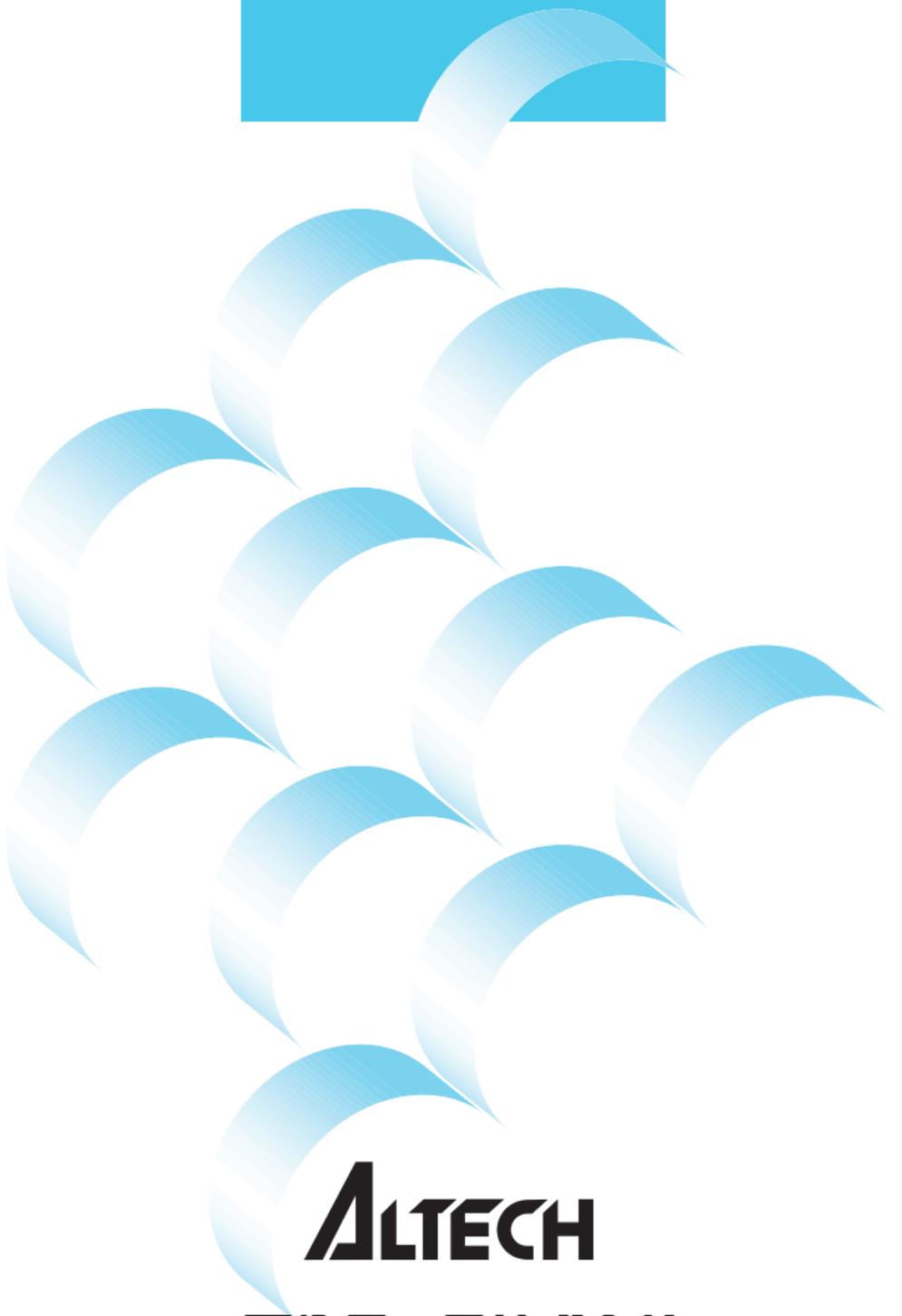


第31期 営業のご報告

平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで



ALTECH
アルテック株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに当社第31期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）の営業の概要をご報告申し上げます。

当期におけるわが国経済は、原油価格の高止まりなど不安定要因がありましたが、企業収益が高水準で推移するも、設備投資が増加し、雇用と賃金の改善を反映して個人消費は増加基調で推移いたしました。

このような経営環境のなかで、当社グループは、卸売事業においては、既存商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応し、変化を先取りした提案型営業活動を強力に推進してまいりました。また、製造事業においては、グループ企業間の連携を深め、プリフォームおよびプラスチックキャップの本格生産稼働および飲料の受託充填の立上げに注力してまいりました。

この結果、当期の連結売上高は、卸売事業において、産業資材分野が前期を下回ったものの、産業機械・機器分野、メディアパッケージ分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことに加え、製造事業において、食品・飲料容器分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことにより、365億6千万円（前期比11.9%増）となりました。

しかしながら、連結営業損益は、卸売事業において、アルテックエーアールエス㈱が納入した廃棄物洗浄機械および污水处理機械における処理能力不足等のクレーム対応費用として8億1千3百万円の負担が発生したことに加え、製造事業において、蘇州現地法人（以下「蘇州現法」という）の日本向けペットボトル用プリフォームの本格生産稼働が立ち遅れたこと、および広州現地法人（以下「広州現法」という）が固定費を回収できるまでの受注・生産稼働に至らなかったこと等により、10億円の損失（前期は5億1千2百万円の損失）となりました。

連結経常損益は、上記に、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加のほか、デリバティブ評価益を為替差損が上回ったこと等により、13億2千8百万円の損失（前期は7億5千8百万円の損失）となりました。

連結純損益は、保険解約返戻金2億5千万円を特別利益に計上したものの、蘇州現法および広州現法の製造設備等について18億3百万円の減損損失を計上したほか、法人税等の負担が3億6千9百万円生じたこと等により33億4千2百万円の損失（前期は7億6千7百万円の損失）となりました。

今後の見通しにつきましては、当社グループは、当期の連結計算書類において2期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が48億6千3百万円となった結果、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する事実が発生しております。

減少した資本の増強、再建プロセスの加速化に伴う必要資金および当社グループの事業展開強化に向けての設備投資資金に充当するため、平成19年1月26日開催の取締役会において、フェニックス・キャピタル株式会社が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合に対して新株を発行し、総額30億円の資金調達を実施することを決議いたしました。また、保有不動産につきまして、第32期（平成19年11月期）末を目処に、今後の設備投資・運転資金等の所要資金の確保および資産の有効活用という観点から売却を実施し、第32期（平成19年11月期）末に有利子負債残高（除く新株予約権付社債）を40億円程度にすることを目指します。

また、中国事業の収益構造の抜本的改善および国内事業のさらなる推進を行い、連結ベースでの競争力を強化するために、以下の重点施策を実行し、高収益体制を構築してまいります。

- ① 事業全般にわたって抜本的な対応策を講じ、収益構造の早期改善を図ります。中国の生産子会社においては、第31期に実施いたしました減損処理による減価償却費の負担軽減効果等によりコスト競争力の強化を図ります。今後、開発力、販売力などについて対応策を講じ、収益力の改善を進めてまいります。また、国内主要子会社の販売費および一般管理費については、前期比約14%削減し、収益力強化を図ります。
- ② 営業力強化のため、変化に対応できる組織体制の構築を進めます。グループ組織を国内事業、中国事業、コーポレートの3部門に改編し、部門の責任を明確にしつつ、相互に有機的な連携を図る組織体制を構築いたします。
- ③ 事業子会社内でのリスク管理体制の整備を進めるとともに、持株会社が持つ横串機能の強化を進め、業務の有効性の確保、法令順守、リスク管理を徹底するという観点から、内部統制システムの抜本的な見直し・強化を実施いたします。

今後は、このような取組みを通じ、再建計画必達を念頭に、積極的な営業活動、財務バランスの改善、健全な経営体質のさらなる強化に向け、経営努力をし、単年度黒字化および営業キャッシュ・フローの黒字化を実現することにより財務基盤を強化し、企業価値の向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成19年2月

代表取締役社長

田中 利浩

事業の種類別セグメントの業績

卸売事業

産業機械・機器分野においては、包装機械、CD検査装置・評価機器およびDVD製造装置等の販売が前期実績を下回ったものの、プラスチック加工機械、食品機械および印刷機械の販売が前期実績を上回りました。産業資材分野においては、廃プラスチック資材が好調であったものの、合成樹脂原料の受注が低迷したため、前期なみにとどまりました。メディアパッケージ分野においては、DVDケースの販売が好調に推移しました。その他の分野につきましては、XML技術によるドキュメントシステム、ICタグ実装装置およびICカード発行機ならびにデジタルプリンタの販売が増加しました。この結果、売上高は352億6千5百万円（前期比6.6%増）となりました。

しかしながら、産業機械・機器分野において、廃棄物洗浄機械および污水处理機械における処理能力不足等のクレーム対応費用として8億1千3百万円の負担が発生したことに加え、業容拡大に伴う人件費および販売費の増加ならびに貸倒引当金の計上等により、営業損益は2億3千4百万円の損失（前期は4億2千9百万円の利益）となりました。

製造事業

食品・飲料容器分野においては、蘇州現法が飲料の受託充填およびプラスチックキャップの生産・販売を開始しました。また、広州現法の中国国内向けペトリフォームの販売も増加しました。その他の分野においては、容器包装リサイクル関連のプラスチックパレットの生産・販売が増加しました。この結果、売上高は、27億9千4百万円（前期比68.9%増）となりました。

しかしながら、食品・飲料容器分野において、蘇州現法の日本向けペットボトル用プリフォームの本格生産稼動が立ち遅れたこと、および広州現法が固定費を回収できるまでの受注・生産稼動に至らなかったこと等により、営業損益は6億2千4百万円の損失（前期は6億3百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメント 及び商品等分野の名称		第31期（当期） 平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	
		金額（百万円）	前期比
卸売事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	産業機械・機器分野	16,168	+9.0%
	産業資材分野	9,625	△0.6%
	メディアパッケージ分野	5,910	+20.6%
	その他の分野	2,860	+27.6%
セグメント間の内部売上高	699	△50.4%	
	計	35,265	+6.6%
	営業損益	△234	—
製造事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	食品・飲料容器分野	1,595	+132.0%
	その他の分野	399	+25.5%
	セグメント間の内部売上高	799	+23.4%
	計	2,794	+68.9%
	営業損益	△624	—

(注) 事業の種類別セグメントにおける事業区分を、従来、産業機械事業のみの単一事業としておりましたが、当期から、卸売事業と製造事業との二区分に変更いたしました。なお、事業の種類別セグメントの業績の前期比等の記載は、前期の金額を二区分に変更した後の金額に基づき算出しております。

資金調達の状況

当期におきましては、運転資金のほか、主として長期借入金との約定弁済資金および製造事業の生産設備投資資金に充当するため、総額26億8千2百万円の長期銀行借入れを実行しております。

設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、13億5千3百万円（前期比58.5%減）であります。事業の種類別セグメントごとには、卸売事業において、メディアパッケージ用金型等に1億7千8百万円（前期比314.6%増）投資しております。また、製造事業において、蘇州現法および広州現法の食品・飲料容器分野の生産設備等に11億6千8百万円（前期比63.5%減）投資しております。このほか、本社において、器具及び備品等に5百万円（前期比66.4%減）投資しております。

財産および損益の状況の推移

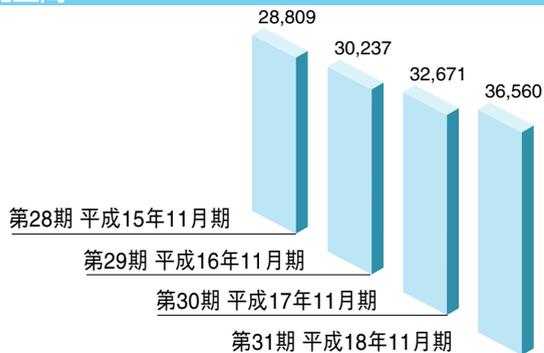
項目	期別	第28期	第29期	第30期	第31期(当期)
		平成14年12月1日から 平成15年11月30日まで	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで
売上高(百万円)		28,809	30,237	32,671	36,560
経常損益(百万円)		△444	280	△758	△1,328
当期純損益(百万円)		△663	△251	△767	△3,342
1株当たり当期純損益		△65円89銭	△28円53銭	△76円46銭	△324円63銭
総資産(百万円)		24,041	26,578	29,721	30,003
純資産(百万円)		8,806	8,509	7,777	4,947

(注) 1. 第28期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連資材および情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長に加えて、お客様機械の保守費用の負担が生じたこと等により売上総利益率が低下しました。また、貸倒懸念の営業債権に対する貸倒引当金の計上および中国現地法人の閉業費償却ならびに不採算事業の撤退・整理に伴う事業整理損の計上等により損失となりました。

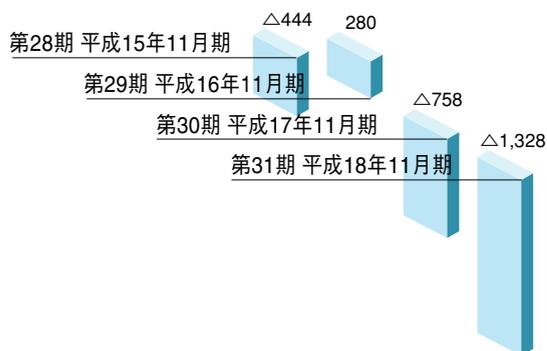
2. 第29期につきましては、情報メディア関連分野およびその他の分野の食品機械関連、帯電防止剤関連が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、蘇州および広州の中国現地法人2社における生産ラインの不具合発生のため本格生産稼動が遅れたこと、これら中国現地法人の生産設備投資のための有利子負債の増加に伴う支払利息の増加および閉業費償却の発生等に加え、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、ならびに繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。

3. 第30期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル原料のレジン、ペットボトル用プリフォームおよびリサイクルパレットの販売が好調に推移したため増収となりました。しかしながら利益率の高い大型機械の受注条件が納期遅れや検収遅れにより売上上に結びつかなかったこと、蘇州および広州の中国現地法人におけるペットボトル用プリフォームの生産稼動が固定費を回収するまでに至らなかったこと、蘇州におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担が生じたこと、また、これら中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等に加え、投資有価証券売却損ならびに法人税等の負担等により損失となりました。

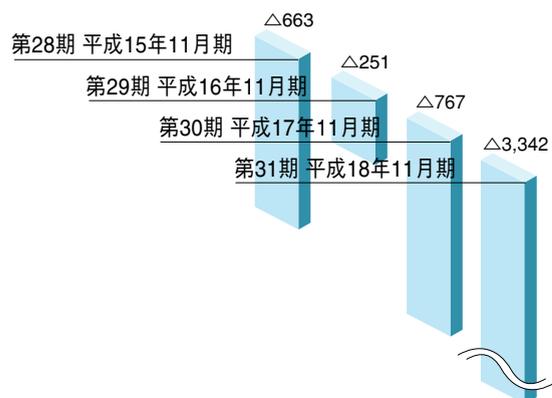
売上高 百万円



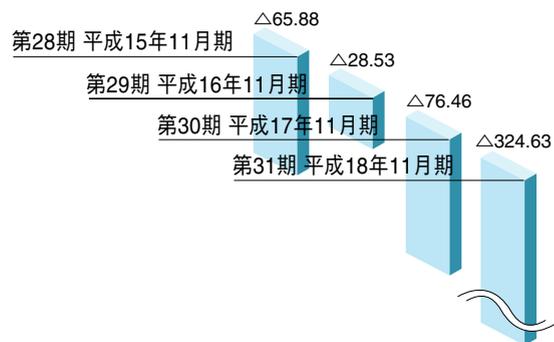
経常損益 百万円



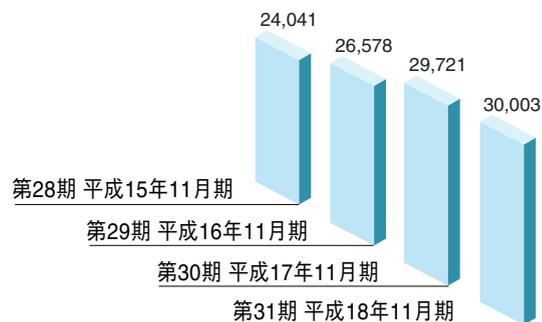
当期純損益 百万円



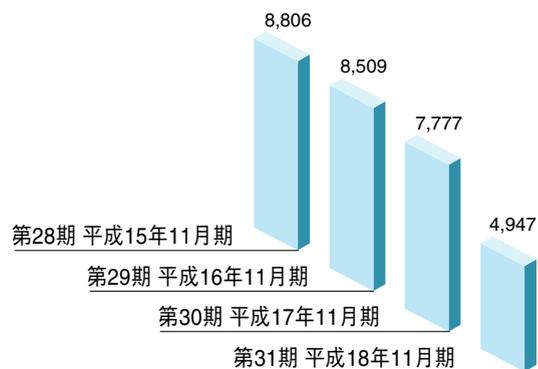
1株当たり当期純損益 円



総資産 百万円



純資産 百万円



連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

連結損益計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,436,618	流動負債	16,898,940
現金及び預金	2,876,043	支払手形及び買掛金	7,751,368
受取手形及び売掛金	8,253,000	短期借入金	5,231,983
たな卸資産	2,905,750	未払費用	853,334
前渡金	545,497	未払法人税等	129,879
繰延税金資産	289,802	前受金	1,956,977
その他	613,838	その他	975,397
貸倒引当金	△ 47,313	固定負債	8,156,900
固定資産	14,566,596	社債	100,000
有形固定資産	11,460,983	新株予約権付社債	1,782,000
建物及び構築物	3,961,351	長期借入金	6,205,941
機械装置及び運搬具	2,799,720	繰延税金負債	1,791
土地	3,741,390	その他	67,168
建設仮勘定	220,503	負債合計	25,055,841
その他	738,017	(純資産の部)	
無形固定資産	59,645	株主資本	4,341,962
投資その他の資産	3,045,967	資本金	4,023,423
投資有価証券	1,479,341	資本剰余金	4,563,088
長期貸付金	98,641	利益剰余金	△4,022,172
繰延税金資産	22,404	自己株式	△ 222,376
保険積立金	535,335	評価・換算差額等	508,540
その他	1,004,168	その他有価証券 評価差額金	31,979
貸倒引当金	△ 93,924	繰延ヘッジ損益	△ 12,596
資産合計	30,003,215	為替換算調整勘定	489,157
		少数株主持分	96,870
		純資産合計	4,947,374
		負債純資産合計	30,003,215

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,560,917
売上原価		33,364,219
売上総利益		3,196,698
販売費及び一般管理費		4,197,453
営業損失		1,000,755
営業外収益		
受取利息	49,601	
受取配当金	7,296	
持分法による投資利益	30,371	
不動産賃貸収入	33,715	
デリバティブ評価益	111,856	
投資事業組合運用益	72,018	
その他の営業外収益	38,598	343,457
営業外費用		
支払利息	335,852	
為替差損	292,301	
その他の営業外費用	42,832	670,986
経常損失		1,328,283
特別利益		
保険解約返戻金	250,548	250,548
特別損失		
固定資産除却損	412	
減損損失	1,803,440	
投資有価証券評価損	57,069	
役員退職慰労金	6,975	1,867,897
税金等調整前当期純損失		2,945,632
法人税、住民税及び事業税	163,939	
法人税等調整額	205,235	369,174
少数株主利益		27,417
当期純損失		3,342,224

連結株主資本等変動計算書 (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	△ 556,398	△ 222,092	7,808,020
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当(注)	—	—	△ 123,549	—	△ 123,549
当 期 純 損 失	—	—	△3,342,224	—	△3,342,224
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 283	△ 283
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△3,465,773	△ 283	△3,466,057
平成18年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	△4,022,172	△ 222,376	4,341,962

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成17年11月30日残高	64,693	—	△ 95,442	△ 30,749	62,893	7,840,155	
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当(注)	—	—	—	—	—	△ 123,549	
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	△3,342,224	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△ 283	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 32,714	△ 12,596	584,600	539,289	33,986	573,276	
連結会計年度中の変動額合計	△ 32,714	△ 12,596	584,600	539,289	33,986	△2,892,781	
平成18年11月30日残高	31,979	△ 12,596	489,157	508,540	96,870	4,947,374	

(注) 平成18年2月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは第31期(平成18年11月期)の連結計算書類において、2期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が4,863,099千円となった結果、当社及び連結子会社愛而泰可新材料(広州)有限公司の借入金のうち5,374,523千円並びに当社が債務保証を行っている関連会社愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円が、それぞれのシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、期限の利益喪失の虞が生じ、今後の資金繰りへの影響が懸念され、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該期限の利益喪失の虞を解消すべく、抜本的な再建計画を策定し、上記シンジケートローン参加金融機関に対し、期限の利益を喪失させない旨の同意を要請した結果、主力金融機関からの同意を得ており、期限の利益は喪失しないものと確信しております。また、当該財務制限条項抵触の状況を解消し、かつ今後の資金繰りの不安を解消するため、平成19年1月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付でフェニックス・キャピタル㈱が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合を引受先とする3,000,015千円の新株引受契約を締結し、平成19年3月1日を払込期日とする第三者割当増資を計画しております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 16社

アルテックエーピーエス㈱、アルテックコミュニケーションズ㈱、アルテックアルト㈱、アルテックエーディーエス㈱、アルテックエーアールエス㈱、アルバレット販売㈱、アルテックエンジニアリング㈱、アルバレット㈱、アルテックアイティ㈱、アルテックルークス㈱、D-TECH㈱、ALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO.LTD、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司、愛而泰可新材料(広州)有限公司

上記のうち、アルバレット販売㈱、D-TECH㈱の2社は、当連結会計年度において新たに設立したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に加えたものであります。

(2) 非連結子会社 1社

ALTECH U.S.A.,INC.

(連結の範囲から除いた理由)

ALTECH U.S.A.,INC.は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社 4社

エスコグラフィックス㈱、日本バリソン㈱、リ・バレット㈱、愛而泰可新材料(深圳)有限公司

上記のうち、リ・バレット㈱については、同社の第三者割当増資の引受により関連会社に該当することとなったため、当連結会計年度より持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 1社

ALTECH U.S.A.,INC.

(持分法を適用しない理由)

ALTECH U.S.A.,INC.は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社4社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

	決算日	中間決算日
・エスコグラフィックス㈱	……………12月31日	6月30日
・日本バリソン㈱	……………3月20日	9月20日
・リ・バレット㈱	……………3月31日	9月30日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	……………12月31日	6月30日

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちALTECH-PLAST AG及びALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.の決算日

は、9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料（蘇州）有限公司、愛而泰可貿易（上海）有限公司及び愛而泰可新材料（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子会社についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

主として個別法による原価法によっております。

中国連結子会社3社

移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社、中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具が2年～15年であります。

中国連結子会社3社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5年～20年、機械装置及び運搬具が5年～10年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

外貨建関連会社株式

変動金利借入金

③ ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 当連結会計年度より会社法が施行されたことに伴い、連結計算書類は同法及び会社計算規則に基づいて作成しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純損失は1,803,440千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、資産の金額から直接控除しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は4,863,099千円であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用益」は13,790千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,025,011千円
2. 非連結子会社及び関連会社に係る項目	
投資有価証券（株式）	310,091千円
投資その他の資産のその他（出資金）	492,151千円
3. 担保に供している資産	
建物及び構築物	1,974,648千円
土地	3,516,106千円
投資有価証券	45,420千円
投資その他の資産のその他（長期性預金）	200,000千円

上記に対応する債務

短期借入金	2,579,615千円
長期借入金	1,508,293千円

4. 長期性預金

「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

5. 財務制限事項等

(1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成15年7月28日、借入金残高1,290,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

③ 当社の愛而泰可新材料（蘇州）有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。
また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入金残高1,617,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入金残高727,272千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

③ 愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(4) 連結子会社である愛而泰可新材料（広州）有限公司の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月28日、借入金残高1,140,400千円人民元、（1,701,476千円））には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務

2,694,915千円

国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。

なお、当社が債務保証を行っている愛而泰可新材料（深圳）有限公司の借入金のうち740,000千円については、上記「5.財務制限事項等③」と同内容の条項が付されております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. デリバティブ評価益

デリバティブ評価益111,856千円のうち104,505千円については、連結計算書類作成上、相殺消去された連結会社間取引（当社の外貨建貸付金取引）をヘッジ対象とし、当社が実行したヘッジ手段である通貨スワップ取引に係る評価益であります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額（千円）
中国蘇州市（第一工場）	製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他	971,045
中国蘇州市（第二工場）	製造設備	建設仮勘定	127,349
中国広州市	製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他	436,348
愛知県春日井市	展示場・倉庫	建物及び構築物、土地、その他	221,423
北海道石狩郡	福利厚生施設	建物及び構築物、土地、その他	45,137
大分県速見郡	遊休	土地	2,135
合 計			1,803,440

(資産をグループ化した方法)

当社グループは、稼働資産については、主として管理会計上の区分に基づき、卸売事業については営業拠点を、製造事業については工場をそれぞれグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、各不動産等をグルーピングの単位としております。（減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法）

中国蘇州市（第一工場）の製造設備、中国広州市の製造設備に係る資産グループについては、本格生産稼働の遅れに伴い当初計画していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値によっており、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを12.3%または9.7%で割引いて算出しております。

中国蘇州市（第二工場）の製造設備（建設仮勘定）については、事業計画の変更に伴い将来の使用見込が明確でなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、売却見込額を0千円としております。

展示場・倉庫、福利厚生施設については、保有目的を事業用から売却予定に変更したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、合理的に算定された価額（固定資産税評価価額）を使用しております。

遊休資産の土地については、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産については、回収可能価額を0千円としております。

(減損損失の内訳)

科 目	金額（千円）
建物及び構築物	327,558
機械装置及び運搬具	929,790
土 地	182,075
建設仮勘定	188,651
そ の 他	175,364
合 計	1,803,440

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 10,556,896株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 261,528株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成18年2月23日 定時株主総会	普通株式	123,549	12.00	平成17年11月30日	平成18年2月23日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

(1) 流動の部

繰延税金資産

未払費用 206,122千円

未払事業税 27,950千円

貸倒引当金 19,692千円

繰越欠損金 76,152千円

その他 75,881千円

繰延税金資産小計 405,800千円

評価性引当額 △109,708千円

繰延税金資産合計 296,091千円

繰延税金負債

未収事業税 3,886千円

未収配当金 485千円

その他 1,917千円

繰延税金負債合計 6,289千円

繰延税金資産の純額 289,802千円

(2) 固定の部

繰延税金資産

建物及び構築物 93,022千円

機械装置及び運搬具 222,045千円

土地 74,086千円

建設仮勘定 50,935千円

固定資産未実現利益 35,053千円

子会社株式

(会社分割に伴う承継会社株式) 64,680千円

貸倒引当金 38,230千円

繰越欠損金 909,951千円

その他 73,288千円

繰延税金資産小計 1,561,295千円

評価性引当額 △1,517,621千円

繰延税金資産合計 43,674千円

繰延税金負債との相殺額 △21,269千円

繰延税金資産の純額 22,404千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 22,886千円

その他 174千円

繰延税金負債合計 23,061千円

繰延税金資産との相殺額 △21,269千円

繰延税金負債の純額 1,791千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	△40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割額	0.4%
在外子会社適用税率差異	15.4%
繰延税金資産に係る評価性引当て	39.5%
未実現利益に係る税効果会計不適用	△2.4%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税率	12.5%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産 (器具及び備品)	無形固定資産 (ソフトウェア)	合 計
	(千円)	(千円)	(千円)
取得価額相当額	349,015	8,103	357,119
減価償却累計額相当額	240,268	3,376	243,644
期末残高相当額	108,747	4,727	113,474

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	71,671千円
1年超	50,327千円
合 計	121,998千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	81,073千円
減価償却費相当額	72,407千円
支払利息相当額	6,155千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 471円13銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当連結会計年度から繰延ヘッジ損益(税効果調整後)の金額を普通株式に係る連結会計年度末の純資産額に含めております。

なお、これによる当連結会計年度の1株当たり純資産額に与える影響は、軽微であります。

2. 1株当たり当期純損失 324円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成19年1月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行の決議を行っております。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 8,797,700株
(2) 発行 価 額	1株につき341円
(3) 発 行 総 額	3,000,015千円
(4) 資 本 組 入 額	1株につき171円
(5) 払 込 期 日	平成19年3月1日
(6) 割 当 先	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合
(7) 資 金 用 途	借入金返済及び運転資金並びに設備資金に充当

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,195,408	流動負債	7,513,646
現金及び預金	1,976,200	短期借入金	7,166,873
繰延税金資産	74,190	未払費用	62,935
短期貸付金	705,065	未払法人税等	14,656
その他	439,952	その他	269,180
固定資産	15,761,961	固定負債	6,359,351
有形固定資産	5,588,197	社債	100,000
建物	2,003,058	新株予約権付社債	1,782,000
土地	3,527,375	長期借入金	4,462,739
その他	57,764	繰延税金負債	5,694
無形固定資産	39,591	その他	8,917
投資その他の資産	10,134,172	負債合計	13,872,997
投資有価証券	531,850	(純資産の部)	
関係会社株式	3,774,152	株主資本	5,089,259
関係会社出資金	2,384,299	資本金	4,023,423
長期貸付金	2,629,337	資本剰余金	4,563,088
保険積立金	535,335	資本準備金	4,563,088
その他	372,219	利益剰余金	△3,274,875
貸倒引当金	△ 93,022	利益準備金	98,001
		その他利益剰余金	△3,372,877
		別途積立金	650,000
		繰越利益剰余金	△4,022,877
		自己株式	△ 222,376
		評価・換算差額等	△ 4,886
		その他有価証券 評価差額金	8,046
		繰延ヘッジ損益	△ 12,932
資産合計	18,957,370	純資産合計	5,084,372
		負債純資産合計	18,957,370

損益計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
子会社業務受託収入	658,367	
子会社不動産賃貸収入	208,954	
子会社配当金収入	355,450	1,222,772
営業費用		
一般管理費	1,016,303	1,016,303
営業利益		206,469
営業外収益		
受取利息	108,461	
受取配当金	23,296	
不動産賃貸収入	33,715	
デリバティブ評価益	7,351	
投資事業組合運用益	72,018	
その他の営業外収益	8,621	253,463
営業外費用		
支払利息	239,739	
支払手数料	19,840	
為替差損	90,623	
その他の営業外費用	4,723	354,927
経常利益		105,005
特別利益		
保険解約返戻金	168,006	168,006
特別損失		
減損損失	268,696	
投資有価証券評価損	57,069	
関係会社株式評価損	460,232	
関係会社出資金評価損	3,417,616	
関係会社債権放棄損	34,500	4,238,115
税引前当期純損失		3,965,103
法人税、住民税及び事業税	△ 117,726	
法人税等調整額	251,872	134,145
当期純損失		4,099,249

株主資本等変動計算書 (平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
平成17年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	98,001	650,000	199,921
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△ 123,549
当期純損失	—	—	—	—	△4,099,249
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△4,222,798
平成18年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	98,001	650,000	△4,022,877

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成17年11月30日残高	△ 222,092	9,312,341	31,488	—	31,488	9,343,830
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	△ 123,549	—	—	—	△ 123,549
当期純損失	—	△4,099,249	—	—	—	△4,099,249
自己株式の取得	△ 283	△ 283	—	—	—	△ 283
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△ 23,442	△ 12,932	△ 36,374	△ 36,374
事業年度中の変動額合計	△ 283	△4,223,082	△ 23,442	△ 12,932	△ 36,374	△4,259,457
平成18年11月30日残高	△ 222,376	5,089,259	8,046	△ 12,932	△ 4,886	5,084,372

(注) 平成18年2月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(継続企業的前提に関する注記)

当社は第31期(平成18年11月期)の当社グループの連結計算書類において、2期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が4,863,099千円となった結果、当社の借入金のうち3,634,272千円並びに当社が債務保証を行っている子会社愛而泰可新材料(広州)有限公司の借入金のうち1,740,250千円及び関連会社愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円が、それぞれのシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、期限の利益喪失の虞が生じ、今後の資金繰りへの影響が懸念され、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該期限の利益喪失の虞を解消すべく、抜本的な再建計画を策定し、上記シンジケートローン参加金融機関に対し、期限の利益を喪失させない旨の同意を要請した結果、主力金融機関からの同意を得ており、期限の利益は喪失しないものと確信しております。また、当該財務制限条項抵触の状況を解消し、かつ今後の資金繰りの不安を解消するため、平成19年1月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付でフェニックス・キャピタル株が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合を引受先とする3,000,015千円の新株引受契約を締結し、平成19年3月1日を払込期日とする第三者割当増資を計画しております。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
- デリバティブの評価基準
時価法によっております。
- 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物が3年～50年であります。
無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
(1)ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
(2)ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
デリバティブ取引(為替予約及び通貨スワップ取引並びに金利スワップ取引)
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務
外貨建関連会社株式
変動金利借入金

- (3) ヘッジ方針
 為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
 為替予約及び通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。
8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理方法
 税込方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。
9. 当事業年度より会社法が施行されたことに伴い、計算書類及びその附属明細書は同法及び会社法計算規則に基づいて作成しております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準
 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純損失は268,696千円増加しております。
 なお、減損損失累計額については、資産の金額から直接控除しております。
2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
 従来の資本の部の合計に相当する金額は5,097,305千円であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「投資事業組合運用益」は13,790千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 940,071千円
2. 関係会社に対する債権・債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 908,140千円 |
| 長期金銭債権 | 2,539,219千円 |
| 短期金銭債務 | 2,747,431千円 |
| 長期金銭債務 | 327,938千円 |
3. 担保に供している資産
- | | |
|---------------------|-------------|
| 建物 | 1,970,823千円 |
| 土地 | 3,516,106千円 |
| 有形固定資産のその他(構築物) | 3,824千円 |
| 投資有価証券 | 45,420千円 |
| 投資その他の資産のその他(長期性預金) | 200,000千円 |
- 上記に対応する債務
- | | |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 2,579,615千円 |
| 長期借入金 | 1,508,293千円 |
4. 長期性預金
 「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円(当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日)は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。
5. 財務制限事項等
- (1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成15年7月28日、借入金残高1,290,000千円)には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

- ② 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
- ③ 当社の愛而泰可新材料(蘇州)有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。
 また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
- (2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成16年12月15日、借入金残高1,617,000千円)には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
 また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
- (3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成17年9月30日、借入金残高727,272千円)には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- ③ 愛而泰可新材料(深圳)有限公司の各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における愛而泰可新材料(深圳)有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
 また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務 10,191,959千円
 上記のうち、会社分割により設立した子会社5社に対する保証債務の金額は、5,344,968千円あります。

また、国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。

なお、当社が債務保証を行っている愛而泰可新材料(広州)有限公司の借入金のうち1,740,250千円については、上記「5. 財務制限事項等」②と、愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円については、上記「5. 財務制限事項等」③と、それぞれ同内容の条項が付されております。

7. 連帯債務 112,919千円
 会社分割により設立した子会社3社が承継した債務についての並存的債務引受けによる連帯債務であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 一般管理費 | 112,228千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 156,691千円 |
2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
愛知県春日井市	展示場・倉庫	建物、土地、その他	221,423
北海道石狩郡	福利厚生施設	建物、土地、その他	45,137
大分県速見郡	遊休	土地	2,135
合 計			268,696

(資産をグループ化した方法)

当社は、移動資産については、主として管理会計上の区分に基づき、営業拠点をグループの単位としております。なお、遊休資産については、各不動産等をグループの単位としております。

(減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法)

展示場・倉庫、福利厚生施設については、保有目的を事業用から売却予定に変更したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、合理的に算定された価額（固定資産税評価額）を使用しております。

遊休資産の土地については、将来の用途が定まっていなため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産については、回収可能価額を0千円としております

(減損損失の内訳)

科 目	金額 (千円)
建 物	80,803
土 地	182,075
そ の 他	5,818
合 計	268,696

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 261,528株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

(1) 流動の部	
繰延税金資産	
未払費用	9,552千円
未払事業税	3,913千円
繰越欠損金	59,832千円
その他	20,856千円
繰延税金資産小計	94,155千円
評価性引当額	△19,479千円
繰延税金資産合計	74,676千円
繰延税金負債	
未収配当金	485千円
繰延税金負債合計	485千円
繰延税金資産の純額	74,190千円
(2) 固定の部	
繰延税金資産	
関係会社株式	229,087千円
関係会社出資金	1,390,628千円
土地	74,086千円
貸倒引当金	37,850千円
繰越欠損金	333,090千円
その他	70,601千円
繰延税金資産小計	2,135,345千円
評価性引当額	△2,135,345千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,520千円
その他	174千円
繰延税金負債合計	5,694千円
繰延税金負債の純額	5,694千円

関係会社株式のうち64,680千円は、会社分割に伴い承継した子会社株式であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	△40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割額	0.1%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.8%
繰延税金資産に係る評価性引当	47.9%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	その他有形固定資産	合	計
	(器具及び備品)		
	(千円)		(千円)
取得価額相当額	251,389		251,389
減価償却累計額相当額	200,424		21,791千円
期末残高相当額	50,965		50,965
(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			36,297千円
1年超			21,791千円
合 計			58,089千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			38,526千円
減価償却費相当額			32,072千円
支払利息相当額			3,694千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。			

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	493円85銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当事業年度から繰延ヘッジ損益（税効果調整後）の金額を普通株式に係る事業年度末の純資産額に含めております。	
なお、これによる当事業年度の1株当たり純資産額に与える影響は、軽微であります。	
2. 1株当たり当期純損失	398円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成19年1月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行の決議を行っております。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 8,797,700株
(2) 発行 価 額	1株につき341円
(3) 発行 総 額	3,000,015千円
(4) 資 本 組 入 額	1株につき171円
(5) 払 込 期 日	平成19年3月1日
(6) 割 当 先	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合
(7) 資 金 用 途	借入金返済及び運転資金並びに設備資金に充当

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

グループ会社の概要 (平成18年11月30日現在)

1. アルテック株式会社

設立年月日 昭和51年5月15日

資本金 4,023,423千円

従業員 28名（グループ全体659名）

所在地 東京都新宿区四谷四丁目4番地1

2. 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社17社および関連会社4社で構成され、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う卸売事業と、食品・飲料容器等の生産・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う製造事業とを営んでおります。

また、当社グループは、当社がグループ全体の戦略立案と経営監督を担う持株会社、子会社および関連会社が各事業の遂行を担う事業会社として構成されています。当社グループの事業内容等と子会社および関連会社との関係は、次のとおりであります。

事業区分	主な商品・製品・サービス	主要な会社
卸売事業	産業機械・機器分野	〈連結子会社〉 アルテックエーピーエス株式会社 アルテックコミュニケーションズ株式会社 アルテックアルト株式会社 アルテックエーディーエス株式会社 アルテックエーアールエス株式会社 アルテックエンジニアリング株式会社 愛而泰可貿易(上海)有限公司 〈持分法適用関連会社〉 エスコグラフィックス株式会社
	産業資材分野	〈連結子会社〉 アルテックアルト株式会社 アルテックエーアールエス株式会社
	メディアパッケージ分野	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス株式会社
	その他の分野	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス株式会社 アルパレット販売株式会社 アルテックエンジニアリング株式会社 アルテックアイティ株式会社
製造事業	食品・飲料容器分野	〈連結子会社〉 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司 愛而泰可新材料(広州)有限公司 〈持分法適用関連会社〉 日本パリソン株式会社 愛而泰可新材料(深圳)有限公司
	その他の分野	〈連結子会社〉 アルパレット株式会社 〈持分法適用関連会社〉 リ・パレット株式会社

3. 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率
アルテックエーピーエス株式会社	100百万円	100.0%
アルテックコミュニケーションズ株式会社	100百万円	100.0%
アルテックアルト株式会社	100百万円	100.0%
アルテックエーディーエス株式会社	100百万円	100.0%
アルテックエーアールエス株式会社	100百万円	100.0%
アルパレット販売株式会社	100百万円	100.0%
アルテックアイティ株式会社	50百万円	100.0%
アルテックエンジニアリング株式会社	30百万円	55.0%
アルパレット株式会社	100百万円	51.0%
愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	36,000千円(アメリカドル)	100.0%
愛而泰可貿易(上海)有限公司	650千円(アメリカドル)	100.0%
愛而泰可新材料(広州)有限公司	10,000千円(アメリカドル)	100.0%

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率
エスコグラフィックス株式会社	10百万円	40.0%
日本パリソン株式会社	450百万円	39.0%
リ・パレット株式会社	50百万円	—
愛而泰可新材料(深圳)有限公司	10,000千円(アメリカドル)	45.0%

(注) リ・パレット株式会社については、当社の子会社であるアルパレット株式会社が15%を出資しております。

株式の状況 (平成18年11月30日現在)

発行済株式の総数 10,556,896株
株主数 5,684名
大株主

株主名	持株数
竹内エムアンドティ株式会社	850,300
由利和久	768,676
株式会社三菱東京UFJ銀行	505,920
村永八千代	387,076
株式会社アルミネ	335,000
リテラ・クレア証券株式会社	311,032
竹内正明	241,100
三菱UFJ信託銀行株式会社	196,420
東京リース株式会社	151,904
三井住友海上火災保険株式会社	136,720

(注) 1. 当社は、自己株式261,528株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
三菱UFJ信託銀行株式会社 78,900株

新株予約権の状況 (平成18年11月30日現在)

2009年6月5日満期円貨転換社債型新株予約権付社債 (平成17年6月6日発行)	
発行決議の日	平成17年5月18日 取締役会決議
新株予約権付社債の残高(千円)	1,782,000
新株予約権の数(個)	1,782
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	2,784,375
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	新株予約権1個あたり 1,000,000
新株予約権の行使期間(注) 3	平成17年6月20日から平成 21年5月22日の銀行営業終 了時(いずれもロンドン時 間)
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格および資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 1株あたり640 資本組入額 1株あたり320
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項 の定めにより社債と新株予 約権のうち一方のみを譲渡 することはできない。
代用払込みに関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る社債額面金額の総額を転換価額(下記(注)2で定義する。)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、旧商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2. 転換価額

① 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初799円とする。

② 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{\text{1株あたりの発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{\text{1株あたりの発行価額}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数}}{\text{1株あたりの発行価額}}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社によ

る一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によるオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

③ 転換価額の下方修正

平成18年5月19日（以下「第一決定日」という。）および平成19年5月18日（以下「第二決定日」という。）（いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。）までの（いずれも同日を含む。）各10連続取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値で1円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日において有効な転換価額を1円以下回る場合、転換価額は、平成18年6月5日（以下「第一効力発生日」という。）および平成19年6月4日（以下「第二効力発生日」という。）（いずれも日本時間。以下「効力発生日」と総称する。）以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日（同日を含まない。）から効力発生日（同日を含む。）までの期間になされた調整（以下「中間調整」という。）に従うものとし、週及的調整は無視するものとする（但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼさない。）。但し、転換価額は、決定日の最低転換価額（第一決定日の転換価額の80%（上記と同様の調整に服する。以下同様とする。）をいう（1円未満は切り上げる。）。）未満に修正されることはないものとし、転換価額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。

なお、上記下方修正要項の適用により、第一効力発生日以降、転換価額が最低転換価額に下方修正されている。

3. 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。
4. 本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
5. 旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとす旨の請求があったものとみなす。

平成18年5月26日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備するため、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしました。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社会規範に適合することを確保するため、「社友行動指針」、「コンプライアンス規程」等のコンプライアンス体制にかかる規程を誠実かつ実践的に運用する体制を構築する。
 - (2) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、内部監査室が定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。
 - (3) 法令遵守上疑義のある行為等について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による「コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営する。通報に際しては、「社内通報規程」によるものとし、通報者に不利益がないことを確保する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、「文書処理規程」に基づき、保存・管理するものとする。
 - (2) 上記(1)に定める文書等は、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
- 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を構築する。
 - (2) 内部監査室は、各リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (3) 取締役会は、経営戦略・経営計画の策定やその他意思決定に必要なリスク分析を行い、経営判断の重要な材料とする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともにこの目標に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標を定める体制を構築する。また、分掌別権限・責任規程を定め、この目標を実現するための職務及び権限の割り当て体制を整備する。
 - (2) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

取締役会決議による当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針

- 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び当社グループ会社における業務の執行が法令、定款及び社会規範に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - (3) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等に報告されなければならない。
 - (4) 監査役が、監査役自ら又は、監査役会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう体制を構築する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。
- 7 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告する。
 - (1) 取締役又は使用人の行為が、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等。
 - (2) 当社及びグループ会社における重要な施策の決定事項、重要な月次報告、業務の施行状況、重大な訴訟の提起等。
 - (3) 内部監査室が実施した内部監査の結果。
- 9 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換の体制を確立する。
 - (2) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (3) 監査役は、独自に意見形成するため、必要と認めるときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

以上

平成17年11月7日開催の取締役会において決議した下記「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」につきましては、平成19年2月28日開催の取締役会において、以下の内容にて継続することを決議いたしました。

1 導入の目的

近時、敵対的買収が社会的にも注目され、これに対する買収防衛策の必要性やあり方が検討されている今般の事情に照らし、当社においても、企業価値を維持し、当社株主の皆様への利益を擁護するために、その方針及び制度を検討して設置することが必要と考えた結果、次のとおり大規模買付ルールを定めております。

2 大規模買付ルールの基本的な考え方

- (1) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に任されるべき問題であります。その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様への判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を表明することもあります。

- (2) 当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合弁事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの製造技術をもとに、プリフォームやキャップ等の製造を目的とする現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立しております。
- (3) このような当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与えうる大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決

定するにあたっての重要な判断要素と考えております。

- (4) 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

3 大規模買付ルールの内容

- (1) 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ（※1）の議決権割合（※2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（※3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいいます。

なお、証券取引法に規定する公開買付に該当する大規模買付行為につきましては、同法の規定に従った対応を行うことといたします。

- (2) 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。

- (3) 具体的には、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の検討・判断及び取締役会としての意見作成のために必要かつ十分な情報（「大規模買付情報」といいます）として、次のとおりの項目の情報を提供していただきます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ・関係者の概要
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に計画又は意図している経営方針・事業計画

その個々の大規模買付行為のあり方によって、提供を求める大規模買付情報の具体的内容は異なってくることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行うおとする場合には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表示の書面の提出を求めます。この意思表示書面には、大規模買付者の名称、住所・設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案される大規模買付行為の概要を適示していただきます。当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不

足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- (4) 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。

- (5) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます）として確保されるべきと考えております。

- (6) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の第6の(2)をご参照ください）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の取奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表明することもあります。

4 防衛策の発動、解除及び維持の条件

- (1) 大規模買付ルールを遵守していただけなかった場合及び当社に回復しがたい損害が生じることが明らかである場合、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益の保護、企業価値の維持を目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会として許容する措置を実行し、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置の具体的な内容は、そのときに応じて相当と考えられるものを実行することとなります。この対抗措置が一定の基準日における株主に対して株式分割を行う場合の分割比率は株式分割1回あたり株式1株を最大5株にする範囲内で行います。また、対抗措置が株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述の（参考）記載のとおり

りです。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を考慮した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- (2) 大規模買付ルールは、当社の業務経営に関して影響力を持ち得る規模の当社株式の買付について、当社株主全体の利益を擁護するという考え方に立脚し、株主の皆様はその大規模買付を容認するかの判断のために必要かつ十分な情報をご提供し、現に経営を担っている当社取締役会が評価・検討した意見を公表し、また、代替案の表明を受ける機会を確保するために、導入されるものです。大規模買付行為が、グリーンメーリングや会社の重要資産の取奪や資産流用、高配当の強要を目的とするなど、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会の判断だけで大規模買付行為に対抗するものではありません。
- (3) 当社取締役会としては、大規模買付ルールの導入及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置については、当社株主全体の利益・企業価値を擁護するための相応かつ適切な対応であると考えます。

対抗措置により、結果的に大規模買付ルール不遵守の買付者に経済的損害を含む不利益を発生させる可能性があることとなりますので、大規模買付行為を準備されている方に対しては、当該ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないよう、予め注意喚起しておきます。

5 株主及び投資家に与える影響

- (1) 株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なっておりますが、大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。
- (2) 株式分割や新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

6 大規模買付ルール導入の手續及び今後の方針

- (1) 大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取

締役8名（うち1名は会社法に定める社外取締役）及び当社監査役4名（うち3名は会社法に定める社外監査役）の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。

- (2) 株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、平成19年2月28日開催の取締役会にて社外監査役2名（うち1名は現在弁護士が就任しております）の他、会社経営に関する有識者2名、公認会計士1名を選任いたしました。
- (3) 当該大規模買付ルールを継続するかどうかについては、今後とも、定時総会后、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

〔※1〕特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）又は買付等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）及び特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

〔※2〕議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

〔※3〕株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（参考）株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

- 1 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
- 2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1

株主メモ

- 株とする。
- 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数については、2000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
 - 各新株予約権の発行価額
無償とする。
 - 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。
 - 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

事業年度 毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会 2月
配当受領株主
確定日 剰余金の配当 11月30日

中間配当を実施するときの
株主確定日は、5月31日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(お問合せ先)
郵便物送付先

〒171-8508

東京都豊島区西池袋一丁目7番7号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-707-696(フリーダイヤル)

同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
公告の方法 電子公告により当社のホームページ
(<http://www.altech.co.jp/>)に掲載します。
なお、事故その他やむを得ない事由により、
電子公告ができない場合は、日本経済新聞に
掲載します。

役員 (平成19年2月28日現在)

代表取締役社長	田中利浩
専務取締役	張加能
専務取締役	張加能
専務取締役	張加能
取締役	張加能
非常勤取締役	張加能
非常勤取締役	張加能
社外取締役	張加能
常勤監査役	張加能
社外監査役	張加能
社外監査役	張加能
社外監査役	張加能

アルテック株式会社

本社：〒160-0004 東京都新宿区四谷四丁目4番地1

TEL 03-5363-0925

FAX 03-5363-0940